

財政福祉委員会資料

平成31年 3月11日

財 政 関 係

目 次

	頁
1 個人市民税の納税義務者数等の推移 -----	1
2 個人市民税の減税額階層別納税義務者数等 -----	2
3 市税事務所別差押件数の推移 -----	3
4 市税事務所別徴収の猶予等の適用納税者数の推移 -----	4
5 ふるさと納税に係る寄附金税額控除額の推移 -----	5
6 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う税制改正の影響額 -----	6
7 消費税及び地方消費税の税率引き上げに関する国への税制改正要望 (抜すい) -----	7
8 名古屋市債権管理計画（第1次～第3次）における目標と取り組み -----	9
9 寄附金収入について -----	10
10 財政調整基金等の積立・取崩の状況 -----	11
11 未利用土地の局別内訳 -----	12
12 公契約条例の他自治体の状況 -----	13
 <参考>	
1 市内の特定非営利活動法人数 -----	14
2 特定非営利活動法人に係る認定申請件数等 -----	14

1 個人市民税の納税義務者数等の推移

(単位：人)

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度 (見込)
推 計 人 口 ①		2,307,307	2,316,047
個人市民税	納 税 義 務 者 数	1,145,288	1,162,555
	控 除 対 象 配 偶 者 数	253,645	248,711
	扶 養 控 除 の 対 象 者 数	436,499	437,085
	小 計 ②	1,835,432	1,848,351
差 引 (① - ②)		471,875	467,696

- (注) 1 推計人口は、国勢調査結果を基礎とし、毎月の住民基本台帳人口などの異動数を加減して推計したものであり、各年度の賦課期日（1月1日）時点の人数である。
- 2 扶養控除の対象者数には、16歳未満の扶養親族を含む。

2 個人市民税の減税額階層別納税義務者数等

区 分	納 税 義務者数 (人)	構 成 比 (%)	減税額 (百万円)	構 成 比 (%)
200円以下	60,706	5.2 (5.2)	12	0.1 (0.1)
200円超 1,000円以下	90,860	7.8 (13.0)	57	0.6 (0.7)
1,000円超 5,000円以下	458,670	39.5 (52.5)	1,388	15.7 (16.4)
5,000円超 1万円以下	322,366	27.7 (80.2)	2,308	26.1 (42.5)
1万円超 2万円以下	165,932	14.3 (94.5)	2,246	25.4 (67.9)
2万円超 5万円以下	51,612	4.4 (98.9)	1,501	17.0 (84.9)
5万円超 10万円以下	8,798	0.8 (99.7)	593	6.7 (91.6)
10万円超 20万円以下	2,643	0.2 (99.9)	354	4.0 (95.6)
20万円超 50万円以下	802	0.1 (100)	228	2.6 (98.2)
50万円超	166	0.0 (100)	159	1.8 (100)
合 計	1,162,555	100	8,846	100

(注) 1 平成30年度(見込)である。
2 ()書きは累計である。

3 市税事務所別差押件数の推移

(単位：件)

区分	管轄区	差押財産	平成29年度	平成30年度
栄 市税事務所	東北区 中山区 守山区	債権	2,454	2,654
		不動産	152	97
		その他	18	16
		小計	2,624	2,767
上出張 社所	千種区 名東区	債権	1,795	1,580
		不動産	63	87
		その他	9	9
		小計	1,867	1,676
ささしま 市税事務所	西村区 中川区	債権	1,727	2,033
		不動産	237	177
		その他	22	13
		小計	1,986	2,223
東海通 出張所	港区	債権	940	1,251
		不動産	67	42
		その他	0	9
		小計	1,007	1,302
金山市 税事務所	昭和区 瑞穂区 熱田区 南区	債権	1,993	2,289
		不動産	116	79
		その他	1	13
		小計	2,110	2,381
野出並 出張所	緑区 天白区	債権	1,157	1,473
		不動産	99	83
		その他	9	7
		小計	1,265	1,563
合	計		10,859	11,912

- (注) 1 各年度6月1日から翌年1月31日までの期間で集計した件数である。
 2 各出張所では市外の納税者についても所管している。

4 市税事務所別徴収の猶予等の適用納税者数の推移

(単位：人、社)

区 分	管轄区	猶予の種類	平成29年度	平成30年度
栄 市税事務所	東 区 北 区 中 区 守山区	徴収の猶予	4	0
		換価の猶予	61	53
		分割納付	1,494	1,166
		小 計	1,559	1,219
上 社 出 張 所	千種区 名東区	徴収の猶予	0	2
		換価の猶予	101	141
		分割納付	877	703
		小 計	978	846
さ さ し ま 市税事務所	西 区 中村区 中川区	徴収の猶予	4	1
		換価の猶予	141	185
		分割納付	1,454	1,172
		小 計	1,599	1,358
東 海 通 出 張 所	港 区	徴収の猶予	1	0
		換価の猶予	84	88
		分割納付	562	297
		小 計	647	385
金 山 市税事務所	昭和区 瑞穂区 熱田区 南 区	徴収の猶予	0	2
		換価の猶予	199	192
		分割納付	686	606
		小 計	885	800
野 並 出 張 所	緑 区 天白区	徴収の猶予	0	0
		換価の猶予	83	54
		分割納付	960	617
		小 計	1,043	671
合	計		6,711	5,279

- (注) 1 各年度1月末現在における納税者数である。
 2 分割納付は、地方税法に規定する徴収の猶予及び換価の猶予以外に分割納付を認めているものである。
 3 各出張所では市外の納税者についても所管している。

5 ふるさと納税に係る寄附金税額控除額の推移

(単位：百万円)

区 分	税 額 控 除 額
平成 27 年 度 (実 績)	317
平成 30 年 度 (実 績 見 込)	6,076
平成 31 年 度 (当 初 予 算)	7,537

6 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う税制改正の影響額

(単位：百万円)

区 分	内 容	平成31年度	平 年 度
地方消費税 交 付 金	・地方消費税の税率引き上げ ・軽減税率制度の導入	-	11,272
法人市民税	・法人市民税（法人税割）の税率の改正（一部国税化の拡大）	△ 0	△ 18,397
法人事業税 交 付 金	・法人事業税交付金の創設	-	8,998
軽自動車税	・環境性能割の創設 ・グリーン化特例制度の見直し ・需要平準化対策としての臨時的軽減	26	189
自動車重量 譲 与 税	・エコカー減税制度の見直し	60	136
自動車取得 税 交 付 金	・自動車取得税の廃止 ・エコカー減税制度の見直し	△ 1,744	△ 3,588
環境性能割 交 付 金	・自動車税環境性能割交付金の創設 ・税率適用区分の見直し ・需要平準化対策としての臨時的軽減 ・都道府県、市町村間の財源調整	738	2,153
合 計		△ 920	763

(注) 平成31年10月1日施行の消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴うものである。

7 消費税及び地方消費税の税率引き上げに関する国への税制改正要望（抜すい）

（1）地方消費税

平成31年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（指定都市共同提案）

1 消費・流通課税の充実

消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、地方財政に影響を及ぼさない仕組みとすること。

平成31年度税制改正要望事項（指定都市共同提案）

6 地方消費税の充実等

② 消費税率引上げが二度にわたり延期されているが、社会保障の充実に適切に対応できるよう、必要な財源を確保すること。

また、消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、地方財政に影響を及ぼさない仕組みとすること。

（2）地方法人税

平成31年度国の施策及び予算に関する提案（指定都市共同提案）

平成31年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（指定都市共同提案）

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の關係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

平成31年度税制改正要望事項（指定都市共同提案）

1 法人住民税の拡充強化等

法人住民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。

その一方で、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入され、法人住民税の一部を国税化した地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。

国において、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を検討するとされているが、地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率の引上げ等、地方税財源拡充の中で行うべきである。

平成31年度国の施策及び予算に関する重点事項の提案（本市独自提案）

1 地方税財源の充実確保

（1）国・地方間の税源配分の是正

地方法人税は単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

（3）車体課税

平成31年度税制改正要望事項（指定都市共同提案）

3 車体課税の見直しに伴う市町村税財源の確保等

- ① 車体課税の更なる見直しに当たっては、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な税財源を確保すること。
- ② 軽自動車税環境性能割の税率及び税率区分並びに種別割のグリーン化特例（軽課）の見直しに当たっては、市町村に減収が生ずることのないよう、十分に配慮すること。
- ③ 自動車重量税に係るエコカー減税について、減収を伴う見直しを行う場合は、市町村への譲与分に係る減収に見合う代替財源を確保すること。

8 名古屋市債権管理計画（第1次～第3次） における目標と取り組み

（1）第1次名古屋市債権管理計画

計 画 期 間	平成23年度～平成25年度
目 標	平成21年度末の未収金額356億円を251億円以下
全市的な取り組み	主要な債権について、年間計画を策定
債権回収室における 主な取り組み	・高額困難事案の集中整理 ・研修などによるノウハウの提供
成 果	平成25年度末の未収金額215億円余

（2）第2次名古屋市債権管理計画

計 画 期 間	平成26年度～平成28年度 ※目標の早期達成により平成27年度末に終結
目 標	未収金額209億円以下
全市的な取り組み	主要な債権について、年間計画を策定
債権回収室における 主な取り組み	・高額困難事案の集中整理 ・研修などによるノウハウの提供
成 果	平成27年度末の未収金額177億円余

（3）第3次名古屋市債権管理計画

計 画 期 間	平成28年度～平成30年度
目 標	未収金額149億円以下
全市的な取り組み	・未収金のある全ての債権について、年間計画を策定 ・債権発生 of 未然防止の取り組みを強化
債権管理推進室に おける主な取り組み	・高額困難事案の集中整理 ・研修などによるノウハウの提供 ・取り組みに遅れの見られた区役所民生子ども課への支援

（注）平成28年度に債権回収室から債権管理推進室に組織を改正した。

9 寄附金収入について

(1) 寄附金額の推移

(単位：千円)

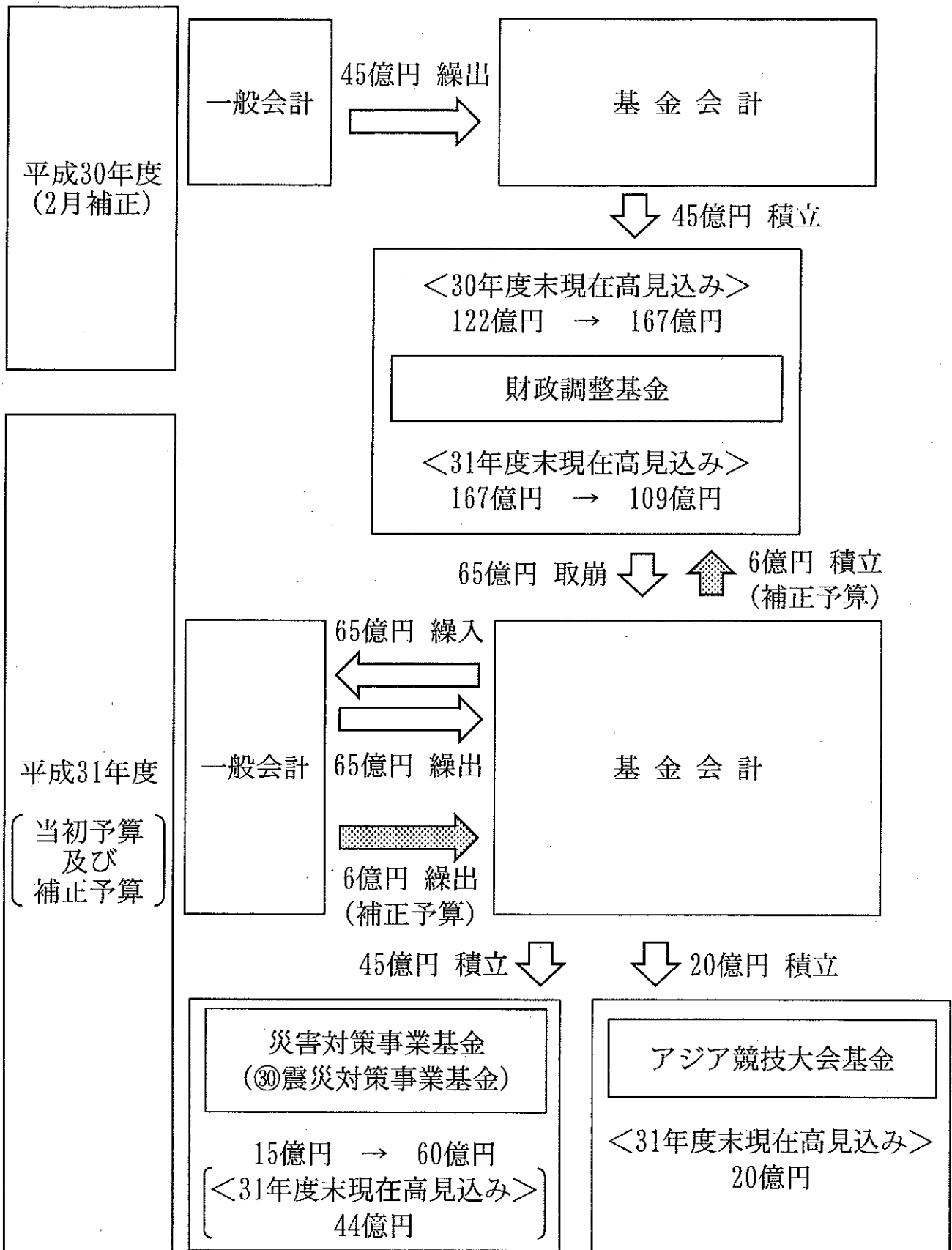
順位	平成29年度		平成30年度	
	区分	金額	区分	金額
1	名古屋城天守閣寄附金	207,357	健康福祉事業寄附金	136,214
2	名古屋城本丸御殿寄附金	58,998	名古屋城天守閣寄附金	114,670
3	東山動植物園寄附金	29,675	東山動植物園寄附金	62,725
4	目指せ殺処分ゼロ！ 犬猫サポート寄附金	25,737	子ども青少年事業寄附金	60,303
5	健康福祉事業寄附金	16,763	名古屋城本丸御殿寄附金	41,766

- (注) 1 寄附金モデルメニュー別の収入額上位5位を掲げた。
2 平成29年度は決算額、平成30年度は平成30年12月末までの金額である。

(2) 寄附金モデルメニューの内容

区分	内容
名古屋城天守閣寄附金	名古屋城天守閣の木造復元
名古屋城本丸御殿寄附金	戦災により焼失した名古屋城本丸御殿の復元
東山動植物園寄附金	東山動植物園再生にかかる施設整備・動植物園の管理運営
目指せ殺処分ゼロ！ 犬猫サポート寄附金	動物愛護センターに収容された犬猫の命を救済するため、新たな飼い主への譲渡の推進
健康福祉事業寄附金	高齢者福祉、障害者福祉、福祉のまちづくり、生活福祉、健康分野などの健康福祉事業
子ども青少年事業寄附金	子どもたちが健やかに生まれ育つための次世代育成支援の推進

10 財政調整基金等の積立・取崩の状況



11 未利用土地の局別内訳

(単位：千m²)

所 管 局	保 有 面 積
総 務 局	4
財 政 局	17
市 民 経 済 局	20
環 境 局	10
健 康 福 祉 局	2
子 ど も 青 少 年 局	15
住 宅 都 市 局	19
緑 政 土 木 局	22
消 防 局	1
教 育 委 員 会	0
区 役 所	4
合 計	114

(注) 平成30年度末見込である。

12 公契約条例の他自治体の状況

区 分	制 定 時 期	労働環境を確認する対象契約		賃 金 下 限 設 定
		種 別	予 定 価 格	
川 崎 市	平成22年12月	工事請負	6億円以上	有
		業務委託	1千万円以上	
相 模 原 市	平成23年12月	工事請負	1億円以上	有
		業務委託	5百万円以上	
京 都 市	平成27年10月	工事請負	5千万円以上	無
		業務委託	1千万円以上	
豊 橋 市	平成27年12月	工事請負	1億5千万円以上	有
		業務委託	1千万円以上	
愛 知 県	平成28年3月	工事請負	6億円以上	無
		業務委託	1千万円以上	
碧 南 市	平成29年3月	工事請負	5千万円以上	無
		業務委託	1千万円以上	
尾 張 旭 市	平成29年12月	工事請負	5千万円以上	無
		業務委託	5百万円以上	
大 府 市	平成30年3月	市長が必要があると認める契約		無
豊 川 市	平成30年9月	工事請負	1億円以上	有
		業務委託	1千万円以上	
田 原 市	平成30年12月	市長が必要があると認める契約		無

- (注) 1 政令指定都市及び愛知県内自治体の状況について掲げた。
 2 賃金下限額設定が「有」の場合、工事請負契約については公共工事設計労務単価を、業務委託契約については地域別最低賃金を参考に賃金下限額を設定している。

<参考>

1 市内の特定非営利活動法人数

区 分	法 人 数
認定特定非営利活動法人	27
認定特定非営利活動法人以外 の特定非営利活動法人	854
合 計	881

(注) 平成31年1月末現在における名古屋市が所轄庁の法人数である。

2 特定非営利活動法人に係る認定申請件数等

区 分	件 数
認 定 申 請	4
取 下 げ	2
審 査 中	2

(注) 1 平成30年4月1日から平成31年1月31日までの件数である。
2 特例認定を含む。

